

化学物質関連健康危機管理保健所対応マニュアル

I はじめに

健康危機管理体制整備を、時系列的に検討すると、事前準備、発災時対応、事後対応になる。ここで、化学物質関連健康被害の特性として、保健所が管轄していない物質が多くある点、希少事例である点を考慮すると、事前準備については具体的なイメージが取りにくく、実際に発生したときに具体的に参考になるという点から見て、発災時対応に重点を置いたほうが効果的との結論になった、

次に、対象となる化学物質については、管轄内・管轄外両方が存在するが、希少事例に対する備えとして、両方について作成することとした。

II マニュアル

第 1 管轄内化学物質

1 探知

○ 化学物質関連健康被害の特殊性

化学物質関連健康危機被害（以下「健康被害」という。）を探知した際には、保健所が関与可能な事例か判断することが必要である。その際の留意すべき項目として以下の i, ii, iii があるが、その際には、判断するために及び事例対応のために連絡すべき部門等を確認することが必要である。

i 管轄している化学物質関連施設等との関係

ii 物質：食品、飲料水に関連する法令や環境関連の法令等との関連も生じる場合があるか否か

iii 事例が発生した場所が、農地、公道、その他の公共施設、海洋、河川、その他の公共施設、私有地等の場合は、それぞれの管理者が異なる。そのため、一般的な危機管理関係部署との連携のみならず、これらの管理者等や管理者を管轄する部署との連携を密にする必要がある。

このように、健康被害のパターンは多種多様であるため、以下においては、対人保健部門を中心とした対応について記述する。

また、健康被害は、特にその初期においては、食中毒、原因不明等の事案の様相を示す場合があるため、常に化学物質によるものを念頭に置く必要がある。

○ 各自治体における危機管理体制等との関係

事例を探知時にすべきこととしては、事例規模や特殊性に応じてマニュアル等定められている対応を確認することがあげられる。その際に留意すべき事項としては、以下の i, ii, iii が考えられる。

i 各自治体において、関連する化学物質等による健康被害に対応するマニュアル、対応要綱、その他関連するマニュアル等が定められている場合は、それに従い対応を開始する。

ii 事例の規模によっては、地域防災計画の発動が行われる場合が考えられる

ので、各自治体の地域防災計画に準じた対応を取る必要がある。

iii さらに事態によっては、国民保護計画の対象となる可能性もあることに留意する。

なおこれらの場合には、保健所は各自治体が定める計画、マニュアル等に従いその役割を果たすとともに、以下の健康危機管理対応を進めることになる。

2 初動対応

○ 初動時の情報収集及び報告

保健所は事例の探知の後は、情報収集を開始すると共に本庁へ報告及び地域の健康危機管理関連機関への情報提供を速やかに行う。

この段階で、保健所独自の対応として検討すべき事項は以下のとおりであるが、探知時にすべきこととしては、以下によって初動の漏れがないか確認することがあげられる。

*チェック欄をご活用ください。

- (1) 被害の状況(規模・特性)
- (2) 保健所が管轄している各種施設との関係
- (3) 原因物質又はその推定に必要な情報の把握方法 例：警察、消防、地方衛生研究所、日本中毒情報センター、大学その他の専門機関との連携
- (4) 医療体制の確保の必要性 例：一般的な救急医療体制で対応可能かどうか、発生規模によっては災害拠点病院等との連携が必要になる場合もある。各自治体、地域で設定されている救急医療体制に基づいて判断する。
- (5) 地域の関係機関（警察、消防、医師会、薬剤師会、市町村等）との連携の必要性
- (6) 日本中毒センター、大学等の専門機関との連携の必要性 例：各自治体の対応として専門家、専門機関との連携を図っている場合は、本庁等との協議により当該連携を進める。また、原因化学物質の推定、症状、治療方法等を情報提供する方策については、保健所と日本中毒情報センターとの連携として、本研究班で連携用シートをセンターとの協働により定め、インターネット上に掲載を予定しているので（「**健康危機管理 保健所支援情報システム**」 <http://www.support-hc.com/>）ので、ご利用ください。
なお、被災数が多いあるいは特異な事例であれば、保健所が医療機関から情報を収集ことが対応すべき項目として必要である。
- (7) その他必要と考えられる事項 例：事例によって各保健所で必要と判断する事項

○ 原因物質推定・治療法等情報把握の重要性

特に、原因物質が不明の場合は、十分な医療が行われずに多くの犠牲者が出る可能性があり、行政としての対応を問われることも想定される。一方、ある

程度の規模で、原因物質が不明の健康被害が発生した場合は、救急や医療機関の現場は患者への対応に忙殺されている可能性が高い。そのような場合には、地域の専門機関として、保健所が日本中毒情報センター（以下、「センター」という。）健康被害の発生状況等に関する情報を提供することにより、原因物質の推定につながり、医療機関等の関係機関における迅速かつ的確な対応が可能となるため、積極的に情報提供することが望まれる。

この情報提供については、センターとの協働により、様式等を定めている（「**健康危機管理 保健所支援情報システム**」<http://www.support-hc.com/>）ので、ご利用ください。

○ 住民相談への対応

また、保健所は健康危機管理に関しては地域の中心的機関であるため、住民等からの各種相談が想定される。そのため、それに対応した準備（情報収集、情報提供範囲等の検討）を行う。

住民への相談対応に必要なと考えられる情報は以下のとおり

ここで、探知時にすべきこととしては、情報提供のために各種情報を把握することである。具体的には、原因物質、関連する健康被害等（症状、防御方法、対応方法等）、医療機関情報、PTSD 等に対応する情報（相談窓口等）が考えられる。

*チェック欄をご活用ください。

(1)事例の概要

(2)安全性に関する情報（安全な地域、安全確保方法）入手先としては、現状では多くがインターネット一経由と考えられるが、各自治体の状況によって、地方衛生研究所、大学等の専門機関も考えられる。また、保健所と日本中毒情報センターとの連携については、本研究班で作成した連携シートを参照されたし。

(3)原因物質の毒性、人体、農作物、動植物等に対する影響

(4)行政等の対応状況に関する情報

(5)医学的事項（症状、応急処置法等）

(6)地域での医療対応に関する情報（受診先）

(7)PTSD 等の対応に必要な情報

(8)その他地域や事例に応じて必要と考えられる事項

3 初動に引き続く対応

○ 初動以降対応としての情報収集

初動の情報収集は限られたものである事が想定されるが、初動以降においては、事例の特性に応じ、把握が必要な情報及び情報収集先を設定し、情報収集に努める。

初動対応に記載した事項以外に、把握が必要な情報については以下のとおり。

*チェック欄をご活用ください。

- (1)健康被害の拡大状況
- (2)原因物質の推定に必要な情報
- (3)医療機関の対応状況に関する情報
- (4)その他の関係機関の対応状況に関する情報
- (5)健康被害発生事案の原因(事故原因等)に関する情報
- (6)その他必要と考えられる事項

これらの情報を地域の状況に応じて各関係機関や現場等から把握し、各保健所が保有している権限、対応要領、マニュアル等に従い、対応を進める。

○ 関係機関との情報共有

把握した情報に関しては、適宜本庁に報告及び関係機関と共有し、事案の推移の把握に努める。なお、マスコミ対応については各自治体における考え方に従い対応する。

○ 原因究明

初期対応を進めると共に、健康被害の原因となった事象の原因（事故、操作ミス等）の原因究明を進める必要がある。これに関しては、医薬品管理、毒劇物管理、化管法等の観点から、各保健所が有している権限に従い、調査を実施し原因究明に努める。個別の調査方法等については発生場所、サンプルの種類等に異なるため、本庁、地方衛生研究所等と協議して進める。

○ 住民相談等への対応

この段階になると、住民からの相談が増加する可能性がある。また、管内の市町村に対しても住民からの相談が想定されるので、所内体制の整備及び市町村等との役割分担の設定並びに相談対応のための情報提供が必要である。

4 一時沈静化した後の対応

多くの健康被害の原因は、単一発生源からの発生期間が限定される化学物資発生である。そのため、発生状況、被害状況の推移の把握に努め、事例が収束に向かうのか否かについて把握しておく必要がある。

5 発災後の対応

○ 発災後対応で想定される事項

発災後対応において対応が必要と考えられる事項は以下の通りである。

*チェック欄をご活用ください。

- (1)事例評価 再発防止対策

□(2)住民相談対応

□(3)事後追跡調査

(1)事例評価

これまで把握している情報、化学物質取扱者等からの報告、追加調査等の情報をもとに、事案の発災原因を検討する。また、保健所の対応（必要に応じて地域危機管理体制）の評価を行う。

これらの発災原因の検討をもとに、保健所の有する権限等に従い、設置者、取扱者等に対し必要な行政対応を行う。また、保健所等の対応について、必要に応じ改善策を講じる。

(2)住民相談対応

化学物質による健康被害においては、長期的影響が懸念される場合があり、住民の不安が長期に渡る場合がある。このような場合においては、本庁等との協議をおこまい、長期的相談体制を構築する。また、PTSD等への対応も検討が必要である。

(3)事後追跡調査

原因化学物質によっては、健康影響等について追跡調査が必要な場合がある。このような懸念がある場合には本庁等と十分協議の上、長期的追跡体制を構築する必要がある。

第2 管轄外化学物質

保健所が管轄していない化学物質による健康被害は、様々な場合が考えられ、一般的な記述が困難である。そのため、管轄外と思われる場合、指揮すべき主部門でないと思われる場合、であっても探知時に必要となる対応を列記した。一般的健康危機管理としての対応と、ある程度規模が大きくなった際の地域防災計画等各種計画に基づく対応に整理した。

- ・ 一般的危機管理対応の一環としての対応（健康相談、救急医療に関する対応等）
- ・ 各自治体又は各地域等での独自の対応方針等による対応
- ・ 地域防災計画、国民保護計画等の計画に定められた対応

各自治体等での各種計画、方針等で対応が規定されている場合は、それに従い対応を実施することになる。また、地域における危機管理の拠点として、住民等からの健康に関する相談に対応し、さらに、健康被害規模等によっては、救急医療対応に関する対応等各地域で求められている対応を行うこととなる。

情報の把握

保健所が管轄外化学物質による健康被害について把握する方法については以下の様なことが考えられる

- 本庁、近隣保健所等からの連絡
- 地域の関係機関からの情報提供
- 住民等からの情報提供

これらの情報を把握した際には、本庁、地域の関係機関等と情報を共有すると共に、保健所としての関与をどの様にするかを検討する必要がある。

また、一般的に、地方防災計画等が発動される場合は本庁等からの指示が想定されているため、それらの指示に従い、各計画に定められた医療班、保健班と言った対応を行うことになる。

次に、各種計画等に規定されている対応以外には、以下の様なものが考えられる。

- ・ 一般的健康相談等を利用した相談対応
- ・ 各保健所の体制で対応可能な範囲での専門的相談対応
- ・ 不安（PTSD）等への対応

これらの対応は保健所単独で行うにはある程度の困難が予想されるものであるため、地域の危機管理関係機関、本庁等との連携が重要である。

以上